

**さいたま市告示第1904号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第14条第4項の規定による指定介護機関から変更等の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月26日

さいたま市長 清水勇人

別紙のとおり

## 指定介護機関

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類	変更年月日
アスケア訪問入浴 大宮	名称変更	アサヒサンクリーン在宅介護センター大宮	アスケア訪問入浴 大宮	訪問入浴介護	R7.11.22
アスケア訪問入浴 大宮	名称変更	アサヒサンクリーン在宅介護センター大宮	アスケア訪問入浴 大宮	介護予防訪問入浴介護	R7.11.22
アスケア訪問入浴 与野	名称変更	アサヒサンクリーン株式会社 与野営業所	アスケア訪問入浴 与野	訪問入浴介護	R7.11.22
アスケア訪問入浴 与野	名称変更	アサヒサンクリーン株式会社 与野営業所	アスケア訪問入浴 与野	介護予防訪問入浴介護	R7.11.22
アスケア訪問入浴 岩槻	名称変更	アサヒサンクリーン株式会社 在宅ケアセンター岩槻	アスケア訪問入浴 岩槻	訪問入浴介護	R7.11.22
アスケア訪問入浴 岩槻	名称変更	アサヒサンクリーン株式会社 在宅ケアセンター岩槻	アスケア訪問入浴 岩槻	介護予防訪問入浴介護	R7.11.22

指定介護機関

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
学研ココファンしらかばヘルパーセンター	さいたま市北区吉野町2-210-1	訪問介護	R7.9.30
学研ココファンしらかばヘルパーセンター	さいたま市北区吉野町2-210-1	介護予防訪問介護	R7.9.30